［略］

Ｂ　アの算式の符号Ｂに同じ。この場合において、アの算式の符号Ｂ中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とする。）」と読み替えるものとする。

［略］

㈡　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内における土地又は家屋

法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

［ア　略］

イ　家屋に係るもの

算式

$$A \times 0.002625 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$$

算式の符号

［略］

Ｂ　アの算式の符号Ｂに同じ。この場合において、㈠のアの算式の符号Ｂ中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とする。）」と読み替えるものとする。

［略］

第四十七条　削除

［左］

［同左］

Ｂ　アの算式の符号Ｂに同じ。この場合において、アの算式の符号Ｂ中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）」と読み替えるものとする。

［同左］

㈡　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内における土地又は家屋

法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

［ア　同上］

イ　家屋に係るもの

算式

$$A \times 0.002625 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$$

算式の符号

［同左］

Ｂ　アの算式の符号Ｂに同じ。この場合において、㈠のアの算式の符号Ｂ中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）」と読み替えるものとする。

［同左］

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

第四十七条　新市町村のうち平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日までに行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併に係るものの基準財政需要額のうち「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの算定については、合併特例法第十一条第一項の規定に基づき、当該新市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの測定単位の数値の補正に用いる連乗後の補正係数に次項に定める加算率を加算するものとする。

２　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=19}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}740\text{円}}$$

算式の符号

Ａ　新市町村の人口

B_n　合併市町村まちづくり推進事業の事業費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地域総合整備事業債の許可額